

令和 7 年度 学校いじめ防止基本方針



佐倉市立王子台小学校

1 はじめに

- ・すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・いじめ防止対策推進法を遵守し、組織的に、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめ問題に対しては、正確で丁寧な対応を心がけ、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならなりません。

王子台小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3 いじめの態様

＜心理面＞

- ・心理的ストレス（集団内の弱いものを攻撃することで解消しようとする）
- ・集団内の異質なものの嫌悪感や排除意識
- ・ねたみや嫉妬
- ・遊び感覚やふざけ意識
- ・金銭などを得たいという意識
- ・被害者となることの回避
- ・いじめをすることへの無自覚 など

いじめを発生させる衝動や加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることがあります。児童自身が自分の感情に気づき、適切に表現することが大切です。

＜具体例＞

- ・ 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等でインターネットやSNS等で、誹謗中傷、嫌なことや恥ずかしいことをされたり、強要されたりする など

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・ 無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・ 暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）
- ・ 悪口（からかい、冷やかしかい、脅しなど、いやなことを言われるもの。）
- ・ 強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・ 金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報が無断で掲載されたり、強要や脅されたりするもの。）

4 学校いじめ対策の組織

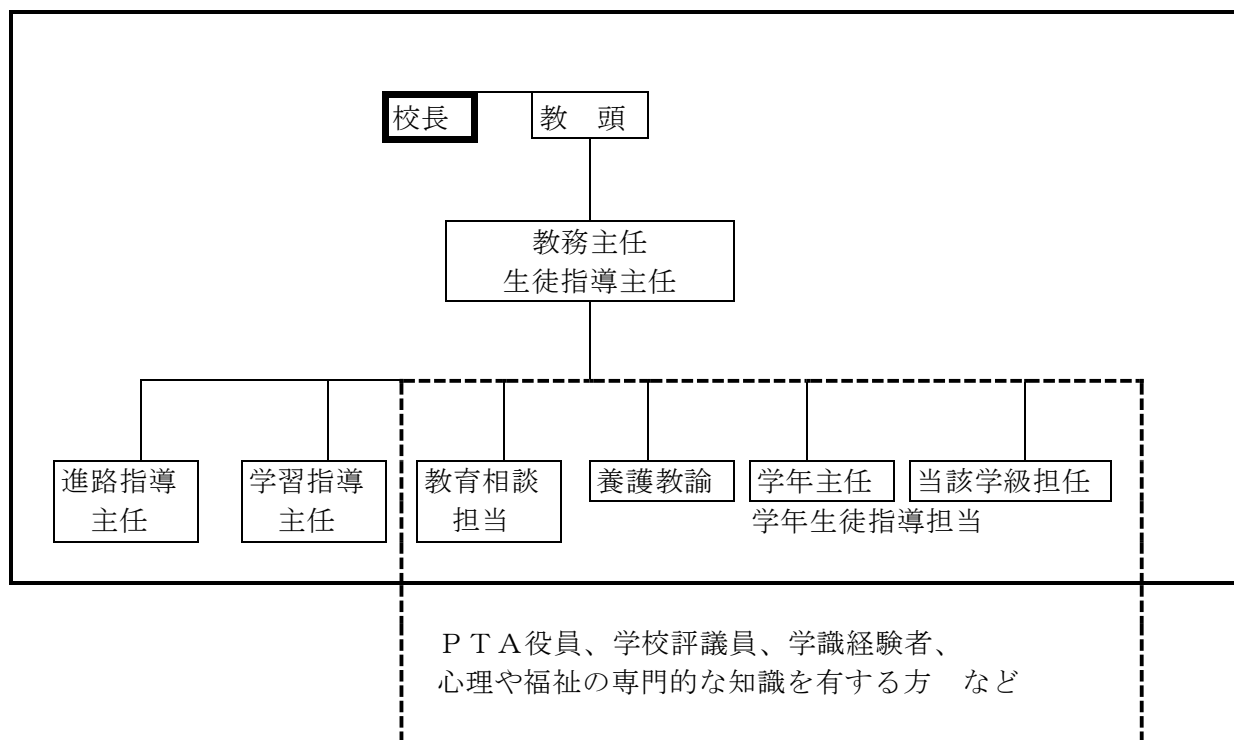
- ・ いじめ防止に向けた定例会議を設定するとともに、日常的な情報交換を行う組織を設ける。
- ・ いじめが発生した場合に備えた緊急対応組織を編成する。

①いじめ防止対策推進会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭

- ・ 年間2回程度開催
- ・ 学校いじめ基本方針の策定の中心組織
- ・ 具体的な年間計画等の作成、見直し
- ・ いじめの相談、通報窓口
- ・ 学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック



②生徒指導会議（いじめ情報交換会議）

○メンバー 全職員

- ・ 毎週 1 回 (職員打合せ後に位置づけ) 開催する。
- ・ いじめに関する情報交換や意見交換

③生徒指導委員会（日常的な担当者の会議）

○メンバー

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭

- ・ 1 か月に 1 回程度開催する。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。
- ・ 重点事項の確認等
- ・ いじめ相談窓口としての役割

④いじめに関わる情報があつたときの緊急会議

○メンバー

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、関係学年主任、学級担任
必要に応じて S C、P T A 役員、学校評議員、学識経験者、等

- ・ いじめ情報があつた場合に招集する。
- ・ 情報の収集と記録。
- ・ 具体的な対応策と情報の共有

5 いじめを起こさせないための未然防止策

- ・学校教育活動全体を通じて豊かな心の育成に努める。
- ・教育相談体制を整備し、子どもがいつでも相談できる体制づくりに努める。
- ・定期的なアンケートの実施等により、実態把握に努める。
- ・学校だけでなく、保護者・地域と協力・連携を図る。

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いに認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

(1) 授業について

- ・それぞれの教師が授業において、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。
 - ①自己存在感を与えること
 - ②共感的な人間関係を育成すること
 - ③自己決定の場を与えること
 - ④安心・安全な環境に努めること

(2) 道徳教育等の充実

<道徳>

- いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
- 思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。
- いじめの場面のロールプレイ等を行い、児童が考える機会を設けます。

- ・指導の重点 低学年・・・「友だちに温かい心で接し、仲良く助け合う」
中学年・・・「思いやりの心を持ち、友だちと互いに理解し、助け合おうとする」
高学年・・・「相手の立場に立って考え、共に伸びようとする」

<学級活動等>

- いじめに関する動画視聴や事例をもとに話し合う。
- 学級での居場所を作り、安心感や対等で自由な人間関係を築く。
- レインボータイム（異学年交流）等で、自己有用感を育む。

(3) 地域との交流や体験学習の充実

- 達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。
 - ・低学年・・・地域ボランティアを活用した昔遊び体験の実施
 - ・中学年・・・学習ボランティアを生かした野外観察会の実施
 - ・高学年・・・福祉施設やキャリア教育に関した職場の訪問活動等の実施

(4) 相談体制の整備

- 教育相談により、児童の悩みや変化に、早く気づく体制を整えます。
 - ・定期的な教育相談を、年間3回行います。(5、9、2月)
(学級担任を中心に、すべての教職員が面談できる体制を整備する)
 - ・相談箱を設置し、いつでも面談ができる体制を整えます。
(毎月箱の中身を確認し、いつでも面談できる体制をつくる)

(5) 定期的なアンケートの実施

- いじめアンケートに学校全体で取り組みます。
 - ・いじめに関するアンケートを年間5回行います。(5、7、9、10、1月)
 - ・結果の集計や分析には学級担任を中心に、複数の教員にあたります。

(6) 児童会を中心とした取り組み

- 児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。
 - ・いじめゼロ宣言
 - ・運営委員会等での話し合い

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決にあたります。
 - ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。
 - ・中・高学年を対象とした情報モラル教室の実施を行います。
 - ・特別活動での情報教育を行います。
 - ・関係機関等との連携が図れる体制づくりを進めます。

(8) 保護者への啓発活動等

- 年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。
 - ・学校便りを通しての啓発活動を行います。
 - ・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。
 - ・PTA活動(家庭教育学級等)を通しての啓発活動を行います。

(9) 保護者の役割

- 保護者は、いじめ防止対策推進法第9条「保護者の責務等」の「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」に基づき、各家庭で対応をお願いします。

6 いじめを発見したときの早期対応策

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応し、的確に事実確認を行う。
- ・ いじめを受けた子ども及び保護者への支援、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を組織的にすすめ、継続的な経過観察を行う。
- ・ いじめの内容により関係機関等との連携を図る。

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。

全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応していきます。

(1) 事実の確認

- ・ いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの状況把握に努める。

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・ 日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
- ・ 相談窓口を明確にし、いつでも、誰でも相談できる体制を作り上げる。
- ・ 児童や保護者からの情報を大切にします。
- ・ 他の教職員からの情報を共有しあいます。

○事実の確認を正確に行います。

- ・ いじめの情報を確認したら、生徒指導部会を中心に、複数の教職員で組織的に対応します。
- ・ 当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・ 具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、児童別 等）。
- ・ 確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・ いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策委員会で指導方針を迅速に検討します。
- ・ 教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめは絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり、繰り返し行う場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。
- ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

(4) いじめを行った児童の保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・加害者と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
 - ・ 自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。
- 自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。
- ・ 必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

- 表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。
- ・ 保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害者、加害者とも)
 - ・ 被害児童生徒には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

- 躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります
- ・ 児童の生命・身体が安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
 - ・ 保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

7 重大事態への対処

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係を明確にするための調査機関を設置する。 ・ 必要に応じて適宜情報の提供を行う。 ・ 教育委員会と連携を図り、指導助言を受ける。 |
|---|

重大事態とは

- いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な被害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・ 「相当の期間」は、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。
 - ・ 一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記の目安によらない。

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・ 調査は「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」のメンバーで行います。

- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。
（客観的な事実関係を速やかに調査します。）
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とします。

（２）調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

8 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4 月	・入学式 ・授業参観 ・保護者会 ・学校経営説明会 ・全国学力・学習状況調査 ・地域巡回	・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通認識（職員研修） ・「いじめ防止対策についての説明」・・・学校経営説明会 ・情報収集 ・生徒指導研修会 ・生徒指導委員会 ・SOS の出し方教育
5 月	・中学年体験活動 ・運動会 ・教育相談	・情報モラル教室（5・6年生） ・生徒指導委員会 ・アンケート調査の実施
6 月	・地域連絡会議 ・校外学習（3年） ・校外学習（4年）	・いじめ防止対策推進会議の実施 ・生徒指導委員会
7 月	・福祉施設訪問（5年） ・市内施設見学（6年） ・校外学習（5年） ・保護者面談 ・地域連絡会議	・「いのちを大切にするキャンペーン」 ・情報収集 ・生徒指導委員会
8 月	※佐倉市いじめ防止 子供サミット	・職員研修会
9 月	・教育相談	・アンケート調査の実施 ・生徒指導委員会
10 月	・始業式での「子供サミット」報告 ・校外学習（1・2年） ・自然教室（5年） ・授業参観 ・1年体験活動	・特別活動での情報教育 ・生徒指導委員会
11 月	・修学旅行（6年） ・2年体験活動 ・音楽発表会	・情報収集 ・いじめ防止対策推進会議の実施（進捗状況の確認） ・生徒指導委員会
12 月	・人権週間、人権集会 ・保護者会	・情報収集 ・生徒指導委員会
1 月	・佐倉市学習状況調査	・生徒指導委員会
2 月	・教育相談 ・授業参観 ・保護者会	・生徒指導委員会 ・アンケート調査の実施
3 月	・卒業式 ・修了式	・いじめ防止対策推進会議の実施 ・生徒指導委員会 ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成

9 その他

- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行う。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととする。

(2024 年 3 月改定)